

第1回青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成15年11月21日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(括弧書きは、「地」は地裁委員,「家」は家裁委員,「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。)

安藤清美(家), 池田俊介(家), 齋藤和子(地), 峯岸正雄(地), 沼田徹(家), 石崎功二(地家), 金山薫(地家), 河野泰義(地), 吉田純一郎(家)

(2) 事務担当者

(地裁)伊東民事首席書記官, 長嶺刑事首席書記官, 會津民事訟廷管理官, 佐久山事務局長, 佐藤事務局次長, 松川総務課課長補佐

(家裁)関口首席家裁調査官, 高坂首席書記官, 近藤事務局長, 鹿内事務局次長, 伊藤総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員長選任

互選により委員長に金山委員が選出された。

(4) 委員紹介

(5) 意見交換

ア テーマ 民事・家事事件の受付相談について

イ 説明事項

i 「青森県の裁判所の概況」について

ii 「民事受付相談の実情」について

iii 「家事受付相談の実情」について

ウ 意見交換内容

i 受付相談の広報について

- 多重債務関係の相談については、相当数の需要があるので、裁判所がこの相談業務を行っていることについて、もっと広報活動を積極的に行ってもらいたい。
- 消費生活センターでは、多重債務・破産に関する相談も行っているが、平成14年よりも今年の方が減っている。センターでも裁判所の相談窓口を紹介しているが、県民に裁判所における相談が知られてきたからではないかと思う。
- 裁判所のホームページについて、「青森地方裁判所」や「青森家庭裁判所」のキーワードで検索しても見つからない。この点を改善できないか。
- 弁護士会は無料法律相談も行っているが、一人30分以内と時間的制約もあり人数に限られる。受任をするかは費用の問題があるし、法律扶助も予算の制限があるため、弁護士が付けられるかどうか分からないところがある。
- 青森県警察の場合、一般的には生活安全部で相談を受け付けているのが多い。青森県警察では、捜査二課で財政経済犯を扱っていて、検察庁では、犯罪被害者支援室で相談に対応している。

裁判所で積極広報されるのであれば、被害者支援室に来た相談者に裁判所を紹介していきたい。

(事務担当者から裁判所作成のパンフレットを県警本部、各警察署、消費生活センター、管轄区域内の市町村役場、出先機関に配布していることを説明した。)

- 弁護士会の法律相談は、三市(青森市、弘前市、八戸市)、むつ市、五所川原市、十和田市で行っているが、その他の市町村では行っていない。ほかに社会福祉協議会の法律相談に派遣依頼があったときなどに、スポット的に行くことはある。
- パンフレットはできるだけ配布して、利用したい。

裁判所のパンフレットは立派であるが、情報量が多すぎるし、カラー印刷なので、大量の部数をいただけない。部分的に抜粋したもので十分であるので、これを大量にいただければ、センターでも自由に配布したい。

(事務担当者から簡易裁判所のファクスサービスの利用状況及び電話サービスについて説明した。)

ii 電話相談・休日相談について

- 消費生活センターでは、電話相談が圧倒的に多い。現在、電話相談は、昼休みの時間帯を除き、午前9時から午後4時半まで受け付けているが、相談者には勤め人も多く、延長することを検討している。弘前市のセンターでは、土日も相談を受け付けているため、どうしても休日にしか相談できない人には弘前を紹介している。
- 法律用語は見慣れないもので、分かりやすく説明するのはかなり難しい。相談でも直接会ってパンフレットの説明を見てもらった方が理解しやすいのではないか。

(事務担当者から管轄の照会等、簡易なものについては電話で対応はしているが、手続説明等は、電話では正確に伝わらないことがあり、電話では対応しないのが、一般的である旨説明した。)

- 弁護士会でも電話相談はやっていない。弁護士が関与した方がよいと思われる場合は、直接来てくれるよう話している。
- パンフレットを用いた説明であれば法律用語も分かりやすい。正確性を期すためにはやはり対面の方がよい。
- 相談者の利便性も考えるべきではないか。難しい問題ではあるが、電話での相談にも場合により対応した方がよいこともあると思う。

(事務担当者から休日における相談については、青森の裁判所だけで解決できない制度上の問題であることを説明した。)

iii その他

- 配布された資料のうち離婚調停申立書の記載例について妻である申立人の職業欄が「パートタイマー〇〇勤務」と書かれてあるのは、男女共同参画社会の趣旨からすると適当ではないので改めていただきたい。
- 法律相談の需要は多い。弁護士の公設事務所がある五所川原においては、事件数が大変多く、全部対応できていないとのことである。現地に常時弁護士がいて相談を受けてみると、これだけ事件が眠っていたのかとも思う位である。
(事務担当者から簡易裁判所における事件の処理状況を説明した。)
- それぞれに難しい問題があることは分かったが、個人的には電話相談はした方がよいし、わらにもすがる思いで裁判所に来ている人には丁寧な対応をお願いしたい。

(6) 議事の公開について

本日の意見については、委員会庶務において議事概要として取りまとめ、各委員へ配布するほか、青森地方・家庭裁判所のホームページに掲載して公開することとした。

なお、報道機関に対しては閉会後に委員長から概要を説明することとした。

(7) 次回期日

平成16年6月下旬から7月上旬

(8) 閉会